

固定資産評価における 太陽光発電施設用地 の評価について

一般財団法人 MIA協議会
不動産鑑定士 大羽 昌広

※固定価格買取制度開始後に新たに認定を受けた設備件数(経済産業省発表平成26年6月末時点)

		太陽光発電設備							
		10kW未満		10kW以上					
		うち自家 発電設備 併設		うち50kW 未満	うち50kW 以上 500kW未 満	うち 500kW以 上 1,000kW 未満	うち 1,000kW 以上 2,000kW 未満	うち 2,000kW 以上	
	合計	667,484	46,127	647,806	620,931	12,445	5,544	7,545	1,341
1	鹿児島県	11,858	123	38,397	37,007	345	369	611	65
2	宮崎県	9,767	56	35,419	34,395	363	301	316	44
3	茨城県	24,753	1,028	35,059	33,536	607	348	497	71
4	千葉県	30,024	1,700	28,892	27,710	422	271	434	55
5	福岡県	30,278	1,632	26,950	25,798	490	224	399	39
6	熊本県	14,049	355	26,755	25,898	275	178	348	56
7	群馬県	18,104	649	26,646	25,376	734	253	263	20
8	栃木県	18,946	951	24,882	23,627	526	243	425	61
9	大分県	9,024	184	24,819	24,075	184	194	309	57
10	愛知県	48,260	4,081	23,203	22,218	713	156	99	17
11	静岡県	29,357	1,235	23,148	22,223	566	145	172	42
12	岡山県	15,429	639	22,191	21,591	251	151	160	38
13	兵庫県	27,701	4,655	20,703	19,635	531	250	229	58
14	山梨県	8,473	265	20,450	20,113	164	65	90	18

内容

1. 基本的な考え方
2. 評価方法の提案
3. 評価実例
4. むすび
5. 参考法令・判例・文献

1. 基本的な考え方

I. 太陽光発電施設用地としての収益性を重視しすぎない。造成費で考慮する。

- 更地評価が原則。
- パネルは償却資産として課税対象となる。売電収益は法人税等で考慮される。
- 固定資産税評価の原則は、比準価格が基本であって、収益価格ではない。^{1、2}
- 現況は土地部分で判断し、造成の程度によって格差を付けるという考え方。

II. 適正な時価を上回ることがないように評価額の水準に留意する。

- 判例は、評価基準通りに評価していても、適正な時価を超えている部分については違法という考え方。^{3、4}
- 特に農地を一時転用する場合の評価額の水準に留意。

1. 基本的な考え方

Ⅲ. 現行の課税地目間の評価額の均衡に留意する。

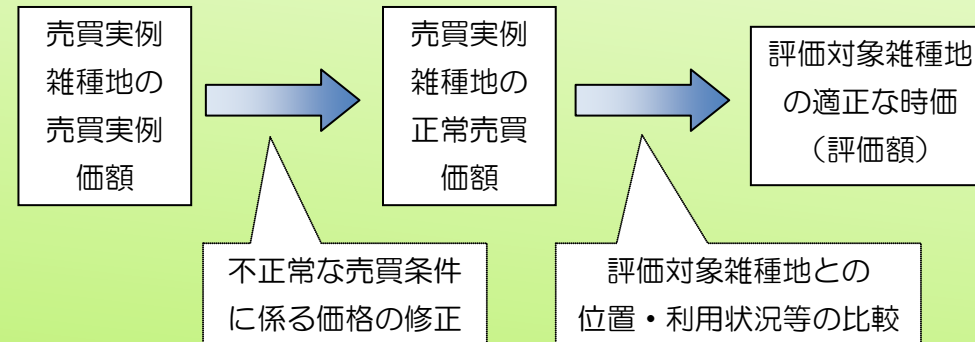
- 同一市町村内において、地目間及び同一地目内の土地の評価額の均衡に留意する。

2. 評価方法の提案

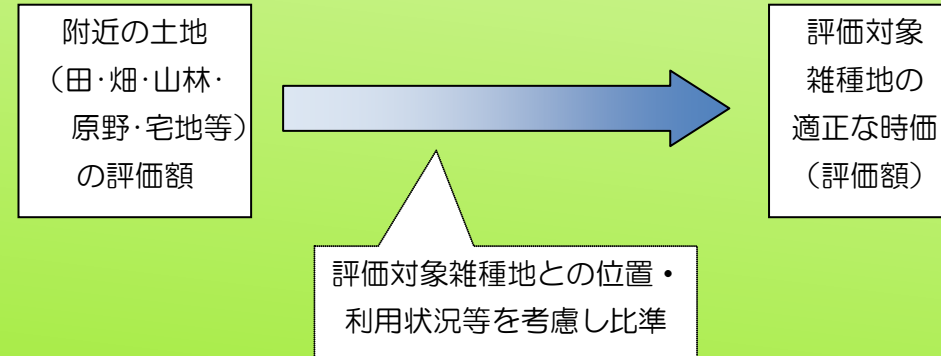
I. 基本（現在課税地目が雑種地の上にパネルを設置するケース）

課税地目・・・雑種地（田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野のいずれにも該当しない土地）

評価方法・・・（原則）売買実例地比準方式⁵



（実務上）近傍地比準方式⁵



※各市町村が現在行っているその他の雑種地の評価方法に準ずる。

2. 評価方法の提案

Ⅱ. 例外（農地と共存・ソーラーシェアリング）

（農地に柱を立ててパネルを設置する形態。柱の基礎部分が一時転用となるケース。登記地目は農地。）

課税地目・・・農地or農地比準雑種地

評価方法・・・農地評価

or 農地評価＋造成費（※）

※造成費は柱の基礎部分の造成費となるが、算定が困難で根拠付けが難しい。



2. 評価方法の提案

Ⅲ. 例外（山林等の上に設置）

山林の木を伐採し、造成してパネルを設置する形態。山林以外の池沼、原野等の利用価値が低い土地も含む。

課税地目・・・山林（池沼、原野等）
比準雑種地

評価方法・・・山林（池沼、原野等）
評価＋造成費（※）

※現況に応じた造成費を加算する必要がある。

※参考「総務省通知ゴルフ場用地の評価に用いる造成費の7割」



3. 評価事例

① A市・・・市街化区域（路線価地区）

課税地目・・・宅地比準雑種地

評価方法・・・路線価 × 画地補正 ー 造成費（総務省通知市街化区域農地の造成費）



3. 評価実例

② B市・・・市街化調整区域（路線価地区）

課税地目・・・宅地比準雑種地

評価方法・・・路線価 × 画地補正 × 雑種地比準割合（0.5）※

※比準割合（0.5）の内訳

宅地にする為の造成費 + 市街化調整区域の建築規制

これでは、具体的な0.5の算定根拠にならない。

そこで、比準割合の調査（不動産鑑定士の意見書）を行った。

3. 評価実例

雑種地の宅地比準割合算出表（一部省略）

取引事例番号	駐車場として利用		駐車場として利用		駐車場として利用		駐車場として利用		駐車場として利用	
	〇〇-44		〇〇-4		〇〇-5		〇〇-9		〇〇-10	
所在・地番	〇〇市〇〇町向山		〇〇市〇〇町三郎		〇〇市〇〇町三郎		〇〇市〇〇町猪ノ背		〇〇市〇〇町池上	
		地内		地内		地内		地内		地内
取引時地目	雑種地	200㎡	畑	371㎡	雑種地	1,126㎡	雑種地	2,577㎡	雑種地	795㎡
取引時点	平成20年10月28日		平成20年5月13日		平成20年8月26日		平成22年4月9日		平成21年4月13日	
取引金額	6,050,000円		11,222,000円		40,872,000円		111,460,000円		29,608,646円	
取引単価	30,250円/㎡		30,248円/㎡		36,298円/㎡		43,252円/㎡		37,230円/㎡	
農用地の指定	白地		白地		白地		白地		白地	
利用現況	駐車場		駐車場		駐車場		駐車場		駐車場	
造成の程度	等高	砂利敷き	等高	アスファルト	等高	アスファルト	等高	砂利敷き	等高	アスファルト
時点修正	100.0 / 100		100.0 / 100		100.0 / 100		100.0 / 100		100.0 / 100	
月数	27	0	32	0	29	0	9	0	21	0
標準化補正	100/ 80.0		100/ 85.0		100/ 100.0		100/ 98.0		100/ 103.0	
①補・修正後価格	37,800円/㎡		35,600円/㎡		36,300円/㎡		44,100円/㎡		36,100円/㎡	
固定路線価(H23.1.1)	37,200円/㎡		40,500円/㎡		38,900円/㎡		45,100円/㎡		45,200円/㎡	
②10割路線価	53,143円/㎡		57,857円/㎡		55,571円/㎡		64,429円/㎡		64,571円/㎡	
比率(①÷②)	0.711		0.615		0.653		0.684		0.559	
都市計画法	市街化調整区域		市街化調整区域		市街化調整区域		市街化調整区域		市街化調整区域	
接面道路有無	有		有		有		有		有	
接面道路幅員	4.0 m		6.0 m		5.0 m		5.0 m		7.4 m	
造成前の道路高低差	等高	0.0m	等高	0.0m	等高	0.0m	等高	0.0m	等高	0.0m

3. 評価事例

土地評価水準区分表												
区分番号	法的現況			利用現況		課税地目		評価割合	造成費等	評価割合の理由	課税評価額	10割価格 (実勢価格)
	登記地目	線引前後	白地・青地	利用方法	造成の状態	課税地目	課税コード					
①	宅地	線引前	-	建物の敷地	造成済み	宅地	030(1)	100%		〇〇市H24評価替え調区内標準宅地平均標準価格に基づく	34400	49100
②	宅地	線引後	-	建物の敷地	造成済み	宅地	030(2)	80%		意見書及び〇〇地区自治体の一般的な割合に基づく	27500	39300
③	農地・雑種地 池沼・山林 原野	-	-	建物の敷地	造成済み、違法転用	宅地	030(2)	80%		違法転用であるが、現況主義を適用	27500	39300
④	宅地	線引前	-	更地(駐車場・資材置場)	-	雑種地	075(1)	55%		①と②の格差を⑤との関係に適用	18900	27000
⑤	宅地	線引後	-	更地(駐車場・資材置場)	-	雑種地	075(2)	45%		④より建築の可能性がやや高いと判断	15500	22100
⑥	宅地	線引前	白地	農地	未造成	宅地 介在農地	025(1)	50%		①と②の格差を⑦との関係に適用	17200	24600
⑦	宅地	線引後	白地	農地	未造成	宅地 介在農地	025(2)	40%		造成費分と建築可能性を相殺し、⑥とほぼ同じ価値と判断	13800	19700
⑧	農地(雑種地 転用許可済)	-	-	造成地	造成済み	雑種地	075	40%		⑥とほぼ同じ価値と判断	13800	19700
⑨	農地(宅地転 用許可済)	-	-	造成地	造成済み	雑種地	075	80%		⑥とほぼ同じ価値と判断	27500	39300
⑩	農地(宅地転 用許可済)	-	-	農地	未造成	宅地 介在農地	015 025	80%	-造成費(2,200円)	宅地との価値の格差は造成費分のみであり、評価基準通りの判断とした	25300	36100
⑪	農地・雑 種地等	-	-	駐車場・資材置場	舗装済み	雑種地	075	45%		⑥より舗装費用及び利用価値が高いと判断し、区分を追加	15500	22100
⑫	農地・雑 種地等	-	-	駐車場・資材置場	未舗装	雑種地	075	40%		取引事例に基づく宅地価格との比率を需要等を考慮しやや下方修正し決定	13800	19700
⑬	農地(雑種地 転用許可済)	-	-	農地・荒地・ 瓦等埋立地	未造成	雑種地	075	40%	-造成費(2,200円)	⑥より造成費分価値が低いと判断	11600	16600
⑭	雑種地	-	-	私道	-	雑種地	076	17%	1/6	小規模住宅用地の特例で採用されている1/6が妥当であると判断	5800	8300
⑮	宅地	-	-	農業用施設用地	農業用施設(建物登記)の敷地	宅地	037	農地価格	+造成費(2,200円)	固定資産評価基準上の評価方法	4500	6400
⑯	農地・雑種地 池沼・山林 原野	-	-	農業用施設用地	農業用施設(構築物)の敷地	雑種地	037	農地価格	+造成費(2,200円)	固定資産評価基準上の評価方法	4500	6400
⑰	宅地・農地・雑 種地・池沼・山 林・原野	-	-	農業用駐車場 ・資材置場	-	雑種地	077	農地価格	+造成費(2,200円)	固定資産評価基準上の評価方法	4500	6400
⑱	雑種地 山林等	-	-	農地・荒地・ 瓦等埋立地	未造成	雑種地	070	農地価格	÷0.55	⑮⑯の農業用施設用地等よりもバランス的に利用価値は低い	4200	6000
⑲	農地	-	-	耕作放棄地・ 瓦等埋立地	未造成	雑種地	070	農地価格	÷0.55	⑮⑯の農業用施設用地等よりもバランス的に利用価値は低い	4200	6000
⑳	農地	-	-	純農地	未造成	農地	010 020	農地価格			2300	3300

3. 評価実例

③ C市・・・非線引都市計画区域（その他地区）

a宅地比準雑種地とb山林評価地が近隣に存する場合で、両者が太陽光発電施設用地となったケース。A宅地比準雑種地とB山林比準雑種地の評価額の均衡を図る必要がある。（視点
造成費加算or控除）



3. 評価実例

a 宅地 (4,000円/m²)

× 0.7



造成費控除方式

A 宅地比準雑種地 (2,800円/m²)

B 山林比準雑種地 (944円/m²) 道路付きだと約2倍の (1,888円/m²位)

+ 造成費 (924円/m²)

造成費加算方式

「総務省通知ゴルフ場用地の評価に用いる造成費を勘案」

丘陵コース (100%) 1,320円×0.7 (宅地の評価割合)



b 山林 (20円/m²)

※宅地比準雑種地が2,800円/m²、山林比準雑種地が1,888円/m²位という評価額の水準となった。A>Bの均衡が図られ、価格差 (平坦地と傾斜地の差) も妥当な範囲である。

3. 評価事例

○ ゴルフ場用地の評価に用いる造成費について

(平成23年7月27日総税評第32号 各道府県総務部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局資産評価室長通知)

2 ゴルフ場のコースに係る全国の平均的造成費

丘陵コース 790円/㎡程度 (平成21年度は780円/㎡程度)

林間コース 660円/㎡程度 (平成21年度は650円/㎡程度)

(注) 上記2については、ゴルフ場用地に占める造成対象面積の割合を60%と想定し、算定している。

(参考) 上記の平均的造成費より算出した、ゴルフ場用地に占める造成対象面積の割合に応じた造成費

造成割合 (樹林地以外の面積割合)		100%	80%	60%	40%	20%
造成費単価 (円/㎡)	丘陵コース	1,320	1,060	790	530	260
	林間コース	1,100	880	660	440	220

3. 評価事例

④ D市・・・市街化調整区域（路線価地区）

一画地評価（大規模土地であるため、納税者に対してしっかりとした説明資料が必要と考え、不動産鑑定士に委託）



転用前登記地目：畑、原野、山林
地 積：約32,000m²



現況：一部傾斜地
区域：市街化調整区域

3. 評価実例

課税地目・・・雑種地

評価方法・・・売買実例地比準方式（取引事例比較法）

メリット

- 不動産鑑定士に委託することにより、その他の雑種地の評価方法の原則である売買実例地比準方式を採用できる。
- よって、直接的に雑種地の売買実例から価格を求めることが可能となり、雑種地比準割合の説明が不要となる。
- 一部傾斜があることの減価、大規模補正等、土地の個別的要因を正確に反映した評価が可能となる。

4. むすび

- 1 太陽光発電施設用地だからといって、過大評価しない。
- 2 基本は雑種地評価。
- 3 造成費で差をつける。
- 4 地目間及び同一地目内の区分間における評価水準の均衡に留意。
(場合によってはしっかりとした根拠付けが必要。)
- 5 路線評価と一画地評価との評価額の均衡に留意。

(注) 御示した内容は、固定資産評価基準に規定されていない内容も含んでいますので、参考として御活用ください。

5. 参考法令・判例・文献

- 1 固定資産税務研究会『固定資産評価基準解説（土地編）』財団法人地方財務協会，2012年，3-4頁
- 2 最高裁平成18年7月7日第二小法廷判決
- 3 地方税法第341条5項
- 4 最高裁平成15年6月26日第一小法廷判決
- 5 固定資産税務研究会『固定資産評価基準解説（土地編）』財団法人地方財務協会，2012年，407頁

以上